

中小製造事業者非対面型販路拡大事業補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により市経済へ大きな影響が及ぶ中、受注量の減少に直面する市内中小製造事業者が、**非対面型的手段によって販路を拡大することを支援するため、当該取組に必要となる経費の一部を補助します。** ※現地展示会については、展示会出展事業補助金をご活用ください。

支給対象

- ◆ 市内に本店又は事業所を有し、主たる事業として製造業を営む中小企業者※

※資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

対象事業

- ◆ 非対面型的手段によって製造業が販路を拡大する取組として次の(1)～(3)のいずれかに該当し得るもの

- (1) オンライン商談会への参加・出展（オンライン展示会を含む。）
- (2) 発注者と受注者を対象とするインターネット上のマッチングサイトへの掲載
- (3) 受発注マッチングシステム（情報システム）の導入及び利用

対象例）長野県中小企業振興センターが実施する「長野ものづくり技術展」への出展、「ものづくり製品オンライン発信サイト」への掲載や民間事業者が実施する製造業受発注マッチングプラットフォームなどの利用

支給額

- ◆ 対象事業を実施に要する**対象経費の2分の1以内**（千円未満切り捨て）

ただし、**1事業者当たりの限度を10万円とし、限度に達するまでは再度申請を行うことができます。**

対象経費

（注意）無料出展・無料掲載のものであっても、その実施のために必ず必要となる準備として次の経費に該当するものが発生する場合には、対象経費として申請いただくことが可能です。

1. 商談会出展料（参加料）
2. 設備投資費（受発注マッチングシステム投資費・WEBカメラセット）
3. 利用料（マッチングサイト掲載費・受発注マッチングシステム利用料）
4. 展示品の製作に要する経費
5. 説明員に要する人件費（従業員以外で、当該説明のために期間を定めて雇用する場合のみ）
6. パンフレット（データ形式）及びPR動画等作成費
7. 広告宣伝費（誘客のためのオンライン広告等掲載費）
8. 技術指導料（効果向上のためのアドバイザー費用）

（注意1）利用料等の継続的に要する費用は、**申請から令和3年度中に支払いがあった分のみ**とします。

（注意2）**取引額に応じて発生する利用料等は対象外経費**としますが、取引額に応じないものの、取引成立ごとに発生する利用料等は対象経費として扱います。

手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所生活支援臨時相談室窓口にて受け取ることが出来ます。

必要書類の準備

- 伊那市中小製造事業者非対面型販路拡大事業補助金交付申請書及び予算書、見積書
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）又は登記事項証明書の写し（法人の場合）
- 対象事業の概要がわかるパンフレットやカタログ、仕様書等の写し

市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎2階生活支援臨時相談室に申請書類一式を提出します。
- 内容を確認後、市役所から交付決定通知書が届きます。**【申請期間】令和3年4月1日（木）から令和4年3月4日（金）まで**

実績報告

- 事業実施後（継続利用のものは令和4年3月中）に、「伊那市中小製造事業者非対面型販路拡大事業補助金実績報告書」、領収書の写し及び事業の実施がわかる写真等を揃えて市役所に提出します。

金額確定

- 実施内容を精査して補助金額を確定した後、請求書をご提出いただき、指定口座に2～3週間程度で振り込みを行います。

（注意）**正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。**
コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本補助金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】伊那市 生活支援臨時相談室 または 商工振興課

TEL:0265-78-4111(内線2432、2433) メール:skk@inacity.jp